

流山市成年後見推進センター出前講座実施要領

制 定 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、流山市成年後見推進センター（成年後見中核機関）（以下、成年後見推進センターという。）が、成年後見制度をはじめとする権利擁護関連制度についての理解と認識を深め、制度の利用を促進することを目的として行う講座の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「流山市成年後見推進センター出前講座(以下、出前講座という。）」とは、市民団体又は関係機関が開催する研修会、講習会、集会等に職員を講師として派遣し、成年後見制度に関する説明を行う講座のことをいう。

(対象)

第 3 条 出前講座の対象となる研修会、講習会等は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 流山市内で開催されるものであること
- (2) 主として流山市に居住する者、又は流山市に通勤、通学する者を対象として開催されるものであること
- (3) 参加者が概ね 3 人以上であること

(出前講座の開催)

第 4 条 出前講座の実施日時は、原則として年末年始と土日祝日を除く平日の午前 9 時から午後 4 時までの範囲内とする。ただし、その実施日時以外の開催については、出前講座を希望する者（以下「申込者」という。）と協議して決めるものとする。

2 出前講座の費用は無料とする。

3 会場の確保については、申込者の責任において行うものとする。

4 広報啓発用ちらし等の作成費用、有償の備品及び資料に係る費用、会場使用料その他開催に伴う経費については、申込者が負担するものとする。

(申込み)

第 5 条 申込者は、原則として希望日の 1 4 日前までに、成年後見推進セ

ンター出前講座申込書（別記第1号様式）を、流山市成年後見推進センターに提出するものとする。

（派遣及び決定）

第6条 成年後見推進センターは、前条の規定による申請があったときはその内容を審査の上、派遣の可否を決定するものとする。ただし、派遣の実施日時、内容等については申込者と協議して調整を行うものとする。

（利用の制限）

第7条 成年後見推進センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、出前講座を行わないこととする。

- （1） 特定の政治活動、宗教活動又は営利を目的とすることに利用するおそれがあるとき
- （2） 公共の福祉に反する内容又は反社会勢力の活動に関するおそれがあるとき
- （3） 前各号に掲げるもののほか出前講座の利用がこの要領の趣旨に反すると認められるとき

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、成年後見推進センターが別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年6月22日から施行する。
- 2 成年後見推進センターは、この要領の施行前に出前講座として実施した講座は、この要領の規定により実施された出前講座とみなす。

第1号様式（第5条関係）

流山市成年後見推進センター 出前講座申込書

申込日： 年 月 日

（宛先）流山市成年後見推進センター

団体名 _____

代表者名 _____

受講者	団体名	
	人数	約 名（男性 名・女性 名）
	年齢層	歳代 ～ 歳代
実施希望日	第1希望：	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
	第2希望：	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
※ 講座のお申し込みは、準備の都合上2週間前までにお願いします。		
実施場所	会場名	
	所在地	
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ※ <input type="checkbox"/> にレでチェックしてください。
講座内容	テーマ：	
	※ 具体的な希望内容がある場合はご記入ください。	
ご担当者	お名前：	
	日中連絡がとれる電話番号（携帯電話など）：	

<お問い合わせ・お申し込み>

流山市成年後見推進センター（流山市社会福祉協議会内）

TEL： 04-7157-1275 FAX： 04-7159-4736

E-mail koukensuishin@nagareyamashakyo.com